

第 1104 回教育委員会 会議録

令和 3 年 11 月 25 日

14 : 50 ~ 15 : 25

①職務代理者

<教育政策課長>

本日は菅間教育長が所用により欠席しておりますので、第 1 教育長職務代理者であります、武田委員に教育長の職務代理をお願いいたします。それでは、武田委員、開会をお願いします。

②開 会

<武 田 委 員>

ただ今から、第 1104 回教育委員会を開会いたします。

<武 田 委 員>

議事等に先立ち、申し上げます。

先ほど、1 名の傍聴の申し出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

③会議録署名委員の指名

<武 田 委 員>

会議録署名委員に、山川委員と小関委員を指名いたします。

④会期の決定

<武 田 委 員>

会期は、本日一日としていかがでしょうか。

<各 委 員>

異議なし。

<武 田 委 員>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

⑤報 告

<武 田 委 員>

議事に先立ち、報告があります。

(1) 「令和 4 年度山形県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長>

それでは、私から報告 1 の「令和 4 年度山形県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について」及び、報告 2 についても、ほぼ内容が重複しておりますので、二つまとめて説明させていただきます。

報告 1 を使って、説明させていただきます。資料をお開きいただきまして、報告 1-1 を御覧ください。令和 4 年度山形県公立高等学校入学者選抜の実施にあたっての、現時点での新型コロナウイルス感染症への対応について、御報告申し上げます。

全体としましては、昨年度の新型コロナ対応とほぼ同様の内容となっております。

初めに、「1 各高等学校における感染防止対策の徹底について」、御説明申し上げます。受検者が安心して受検できる場を提供できるよ

う、報告1-2から報告1-6になりますけれども、新型コロナウイルスに対応した実施上のガイドラインを策定しております。このガイドラインに従いまして、検査会場となる各高等学校における感染防止対策について、徹底を図ってまいります。

ガイドラインの内容につきましては、昨年度と同様、受検の各場面における「3つの密」の回避、マスクの着用、手指消毒といった基本的な感染防止対策を具体的に定めているほか、発熱やせきなどの症状がある受検者への対応についてもお示ししております。

文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」などを踏まえまして、座席の配列等について、具体的に記載しましたほか、報告1-3の中ほどでございます④に記載しておりますけれども、マスクについては、不織布マスクの着用を原則として対応するようにしたところでございます。

また、めくっていただきまして、報告1-4の「⑩ 受検会場の下見」につきましても、昨年度と同様に特別な配慮を要する場合を除いて、原則として許可しないこととしております。

資料を戻っていただきまして、報告1-1の「2 受検者の感染防止対策について」でございます。こちらについては、各中学校などを通して、受検者及び保護者に文書をお送りして、受検前の健康管理の徹底や当日の感染防止対策を依頼する予定としております。

同じく、「3 新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染者の濃厚接触者等の症状に応じた対応について」でございます。受検日当日に新型コロナの感染者及び感染者の濃厚接触者は、原則として受検できませんけれども、その場合の特例措置といたしまして、「中高一貫教育における連携型入学者選抜」においては、受検者から提出された「学習のまとめ」を資料として選抜いたします。

「一般入学者選抜」における特例措置といたしましては、受検者が新型コロナに感染した場合などは「調査書」を資料として選抜いたします。なお、「推薦型入学者選抜」においては、特例措置は設けておりません。

また、文部科学省からの通知に従いまして、濃厚接触者であっても、PCR検査の結果が陰性であることが判明し、受検当日に発熱・せきなどの症状がない受検者に対しましては、別室で受検することといたします。

続いて、「4 その他」でございますけれども、今後、新型コロナウイルスの感染状況が変化することも予想されますので、追加的な対応を行う場合については、速やかに関係者に周知を図りまして、受検者が安心して受検できるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、報告2についてでございます。報告2-1から2-6までが、高校入選に先んじて、年明けの1月8日に実施を予定しております「令和4年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について」でございます。

報告2-1を御覧いただきながら説明させていただきます。

「1 東桜学館中学校における感染防止対策の徹底について」は、高

校入選と同様に、報告 2-2 から報告 2-6 の資料のとおり「新型コロナウイルス感染症に対応した実施上のガイドライン」を策定しまして、感染防止対策の徹底を図ってまいります。ガイドラインの内容につきましては、先ほど説明申し上げました高等学校の入学者選抜と同様であり、検査会場となる東桜学館中学校及び東桜学館高等学校における感染防止対策の徹底を図ってまいります。

報告 2-1 の「2 受検者の感染防止対策について」も東桜学館中学校を通して、受検者及び保護者に文書をお送りし、受検までの健康管理や当日の感染防止対策を依頼することとしております。

同じく、「3 新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染者の濃厚接触者等の症状に応じた対応について」も、当日、新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染者の濃厚接触者は、原則として受検を不可とするわけですが、その場合、特例措置として、小学校長から送付された「調査書」を資料として選抜することとしております。

また、公立高等学校入学者選抜と同様に、濃厚接触者で PCR 検査の結果が陰性であることが判明し、受検当日に発熱・せきなどの症状がない受検者については、別室で受検することとしております。

最後に、「4 その他」でございますけれども、こちらについても今後の感染症の感染状況によりまして、追加的な対応を行う場合には、速やかに受検者に周知を図りまして、受検者が安心して受検できるよう努めてまいります。

以上、報告 1 と 2 を合わせて御報告申し上げます。

<武田委員>

ただ今の報告について御質問等ございますでしょうか。

<小関委員>

まだ、小中学生はワクチンを打つことにはなっていないのでしょうか。

<高校教育課長>

そうです。

<小関委員>

高校生からはワクチンを打ったりしているのでしょうか。ワクチンを未接種の子どもたちが受験するということでしょうか。

<高校教育課長>

未接種の子もいるという想定でしております。

<武田委員>

他になければ、これより議事に入ります。

⑥議 事

<武田委員>

議第 1 号「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する規則の制定について」及び議第 2 号「山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を、教育政策課長より一括して説

明願います。

<教育政策課長>

議第1号及び議第2号を一括して説明させていただきます。

議1-4に概要をまとめておりますので、議1-4を御覧いただきたいと思います。

今回、改正を提案いたします規則は、「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程」及び「山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則」の2件でございます。

改正理由は、行政手続等における押印等の見直しに伴い規定の整備を図るものです。

前回10月の定例教育委員会でもお諮りをしているところですが、説明を申し上げたとおり、押印等の見直しにつきましては、行政手続等のオンライン化を推進しまして、県民等の負担軽減、利便性向上、業務効率化による行政サービスの更なる向上を図るため、令和3年3月に「山形県教育委員会行政手続等における押印・書面・対面規制の見直し方針」を定めまして、法令等に基づく行政手続のうち、教育委員会の裁量で変更できるもの、条例等に基づくもの、内部手続き、の三つの手続きを対象にオンライン化の阻害要因となります押印・書面・対面規制による手続を見直してまいったところでございます。

10月の定例教育委員会におきましては、15件の規則の改正について御承認をいただいたところですが、今回の2件につきましては、条例の規定により、改正を行う際は人事委員会に協議することとされており、この協議に時間を要したため、今回の提案となったものでございます。

改正の施行期日は公布の日からといたしまして、経過措置として、現にある様式については、当面の間使用できることとしております。

今回提案の改正により、当初対象としておりました17件の規則、91の手続きの全てで押印が廃止されることとなります。今後は、今年度中を目途に、この他の要綱等による手続きの見直しを完了いたしまして、県民等の負担軽減や利便性向上、業務効率化による行政サービスの更なる向上へ向け、オンライン化を推進してまいります。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

<武田委員>

ただ今の説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<武田委員>

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各委員>

異議なし。

<武田委員>

御異議なしと認め、議第1号及び議第2号は原案のとおり可決いたします。

<武 田 委 員> 次の議第3号は議会提案前の案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<武 田 委 員> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第3号は秘密会にて審議 》

⑦閉 会

<武 田 委 員> これで、第1104回教育委員会を閉会いたします。